

社会福祉法人 飯綱町社会福祉協議会

指定通所介護事業所 むれデイサービスセンター 運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人飯綱町社会福祉協議会が運営する指定通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス（現行相当サービス）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する指定通所介護事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 実施にあたっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする

(1) 名 称 : むれデイサービスセンター

(2) 所在地 : 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2243番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 各事業所に勤務する従業者の職種、員数及び勤務内容は、次のとおりとする。

(1) 管 理 者 : 1名

事業所の管理全般及び従業者に運営基準を遵守させ、業務に対する適切な助言及び指導を行う。

(2) 生活相談員 : 2名以上

利用申し込みに関わる調整と、他の従業者との協働で通所介護計画の実施運営を行う。

(3) 看護職員 : 2名以上

利用者の心身の状態を判断し、その日のサービス内容を調整しながら、他の従事者と協働し適切なサービスを提供する。

(4) 介護職員 : 5名以上

利用者の生活援助を中心としたサービスを提供する。

(5) 機能訓練指導員 : 1名以上

利用者の残された生活能力に最大限着目し、維持改善を図る。

(6) 運 転 手：若干名

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営 業 日 月曜日から日曜日までとする。年末年始(12月31日から1月3日まで)と、事業所の指定する日を除く。

(2) 営業時間 ① 通常 午前9時～午後5時

② 延長 午前6時30分～午前9時
午後5時～午後8時30分(但し要介護者に限る)

(利用定員)

第7条 1日の利用定員は、45名とする。

(指定通所介護の利用契約)

第8条 事業所は、指定通所介護のサービス提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。

ただし、緊急を要する事態を管理者が認める場合にあっては、サービス内容等の説明を十分に行った上で、サービス提供を開始し、利用契約の締結はサービス開始後であっても可能とする。その場合は、利用契約の早期締結に努めなければならない。

(指定通所介護サービスの内容)

第9条 指定通所介護サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う

ア. 排泄の介助

イ. 移動の介助

ウ. その他必要な身体の介助

エ. 養護(休養)

(2) 健康状態の確認

ア. 血圧測定

イ. 体温測定

ウ. 健康相談

エ. その他

(3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

ア. 日常生活動作に関する訓練

イ. レクリエーション

ウ. グループワーク

エ. 行事的活動

オ. 体操

カ. 趣味活動

(4) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎

を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。

(5) 入浴サービス

利用者の身体に応じて、必要な入浴サービスを行う。

ア. 入浴形態

- ・一般浴槽による入浴
- ・特殊浴槽による入浴

イ. 介助の種類

- ・衣類の着脱
- ・身体の清拭、洗髪、洗身体
- ・その他必要な介助

(6) 食事サービス

ア. 準備、後始末の介助

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他必要な食事の介助

(7) 相談、援助に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

ア. 日常生活動作に関する訓練の相談、助言

イ. 福祉用具の利用法の相談、助言

ウ. 住宅改修に関する情報提供

エ. その他の必要な相談助言

(通所介護計画の作成等)

第10条 通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。また、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿った通所介護計画を作成する。

2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。

3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料その他の費用)

第11条 本事業が提供する指定通所介護（指定介護予防通所介護）の利用料は介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その額に利用者の介護保険負担割合証に記載の負担割合を乗じた額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 食事の提供に要する費用は、1食750円（おやつ代含む）を徴収する。但し、2食以上の場合は別に定める。

(2) おむつ代は、使用した枚数の実費を徴収する。

(3) 次条の通常の事業の実施地域以外の地域において居住する利用者に対して送迎を行う場合は、町境から1kmにつき50円の交通費を徴収する。

(4) その他、通所介護が提供する便宜の内、日常生活においても通常必要となるものに関わる費用であり、かつその利用者に負担してもらうことが適当と認められる費用について実費徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の実施地域は飯綱町内とする。ただし、利用希望があり対応可能な場合は、この限りではない。

(緊急時等における対応方法)

第13条 サービスの提供を行っている時に利用者の病状等、心身の状態が急変したり、緊急事態が発生した場合、その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡すると共に速やかに主治医等に連絡をとる等、必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者への虐待防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

2 事業所は、サービス提供中に従業者又は擁護者（利用者の家族等現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに町に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第15条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (2) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
- (3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

(サービス利用に当たっての留意事項)

第16条 サービスの利用に当たっては、主治医等の診断と日常生活上の留意事項や、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

(非常災害対策)

第17条 事業所は非常災害に備えて、火災、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者を定め、毎年2回、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理及び従業者の健康管理)

第18条 事業所は、通所介護サービスで使用する施設及び備品等の清潔を保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理を十分留意し実施する。

2 事業所は、従事者に対して感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の

健康診断を行うものとする。

(秘密保持義務)

第19条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持する義務があるものとする。

- 2 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約に明記し確認の上、書面で誓約する。

(サービス提供記録の記載及び情報の共有)

第20条 事業所は、利用者に対して提供したサービス内容等を記載し保存する。

- 2 保存された利用者個人の記録は、前条の秘密保持義務により利用契約上で指定された者以外には公開してはならない。情報の公開について要請があった場合は、利用者又はその家族と管理者の話し合いにより合意が得られた場合のみ公開をする。
- 3 利用者の通所介護の様子等は、家族等に書面等でお知らせし、また家族等からも家庭での様子・要望等を返書してもらい情報の共有を図る。

(苦情処理)

第21条 事業者は、提供した通所介護に関する利用者及び家族等からの苦情に対して、迅速かつ誠意を持って対処する。

- 2 利用者の苦情に関して、市町村、国民健康保険団体連合会から質問・調査がある場合は、協力するとともに、指導、助言がある場合は必要な改善を行う。

(損害賠償)

第22条 事業所は、利用者に対する通所介護サービス提供において、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行う。

- 2 事業所は、サービス提供時の事故に対応するため損害賠償責任保険に加入するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業所は、従業者の資質の向上を図るために次のとおり研修を実施し、事業の円滑な運営を図る。

- (1) 採用時研修：採用内定から1ヶ月間は研修期間とし、事業所が指定する研修を受ける。
 - (2) 現任研修：年2回以上定期的に行うものとする。但しそれぞれの職能、学術団体に所属し、受講した研修も現任研修と置き換えることができる。
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人飯綱町社会福祉協議会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年10月3日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年6月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和5年4月1日から施行する。
この規程は、令和7年7月1日から施行する。
この規程は、令和8年4月1日から施行する。